

2020 年度事業計画書

自 2020 年 4 月 1 日

至 2021 年 3 月 31 日

一般社団法人 コンテンツ海外流通促進機構

(CODA)

〔はじめに〕

我が国のコンテンツは、マンガ・アニメをはじめ世界各国において高い人気を博しており、今後より一層の海外展開が期待されている。しかしその一方で、デジタル技術の進展に伴い、海外ストレージサービスやリーチサイトを悪用した侵害、EC サイトを通じた侵害、不正ストリーミング視聴機器を通じた侵害など、侵害行為が複雑化・巧妙化しており、個別企業あるいは団体単位による侵害対策が困難となっている。

こうした状況下において、政府は 10 月 18 日に「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」を策定・発表した。また、3 月 10 日には、リーチサイト規制や侵害コンテンツのダウンロードを違法とする著作権法改正案を閣議決定した。

これを受けて CODA では、従前の海賊版対策を継続・強化するとともに、著作権法改正が成立した際には、一般消費者へ向けた広報・啓発活動の充実に努めていく。

2019 年度においては、中国上海市の日本人向け海賊版大量販売店の閉店、政府より 3 大悪質海賊版サイトとして挙げられた「Miomio」による日本コンテンツの違法配信の中止、「CODA 自動コンテンツ監視・削除センター」の人的モニタリング強化による迅速・正確・大量の削除の実現など成果をあげることができた。

2020 年度の CODA では、国内のコンテンツ企業や関連団体と協力しつつ、より効果的・効率的な知的財産権侵害対策の検討及び実施を行い、情報の共有を図るとともに、侵害発生の政府機関や海外権利者団体等と連携し、海外において氾濫している知的財産侵害問題の解決に取り組むこととする。

〔事業計画〕

(1) インターネット上の海賊版に対する侵害対策の実施

ア 著作権教育・意識啓発

国内外の一般消費者等に対して、知的財産権保護の重要性に関する広報啓発を実施する。具体的には、広報物の制作、セミナーやイベントの開催、インターネット上での広報などを実施する。

- ① 国内の一般消費者に向けた広報啓発活動として、広報啓発専用ホームページの充実を図り、最新情報の発信、共同エンフォースメントに係るニュースリリース及びリーチサイト規制など著作権法改正が施行された際の周知徹底等を行う。
- ② 不正商品対策協議会（ACA）¹等が主催する広報啓発イベント等へ出展し、海賊版対策に関する広報啓発物（チラシ・ポスター・展示物等）を配布するなど積極的に周

¹ 昭和 61 年 8 月、知的財産の保護と不正商品の排除を目的に、警察庁の指導の下、日本音楽著作権協会（JASRAC）をはじめ国内外の権利者団体によって設立された任意団体。シンポジウムの主催や各種イベントへの参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正流通の調査、国内の P2P ファイル共有ソフト対策等の各種活動を行なっている。

知活動を実施する。併せて、一般消費者等に対して知財保護の重要性の訴求のために、ACA等のイベント等への出展に限らず、効果的な広報啓発活動の手法や実施を検討する。

- ③ Googleとの間で、広くオンラインユーザーに向けた広報啓発事業を検討する。
- ④ 海外における一般消費者への広報啓発の観点から、効果が高いと思われる海外イベント等への出展を検討し、必要に応じて周知活動を実施する。
- ⑤ アジア地域における海賊版等の知的財産権侵害の事例、訴訟の対策、法改正の動向に関して、CODA北京センター及び関係機関を活用して情報収集を行い、ニュースレターやホームページ等を通じて、我が国コンテンツ業界に広く発信する。
- ⑥ 海外で先進的な取組を行っている政府機関・権利者団体・企業の有識者等を必要に応じて日本に招聘し、知的財産権侵害対策等に係るセミナー等を開催し、広く一般消費者等への意識啓発を図る。

イ 国際連携・国際執行の強化

- ① モーション・ピクチャー・アソシエーション（MPA）等との連携

国際的に海賊版等知的財産権侵害対策に積極的に取り組んでいる、MPA及び国際レコード産業連盟（IFPI）等、海外著作権関連団体の現地ネットワーク等を利用した連携強化を図る。

特にMPAの間では、オンライン侵害対策に関する連携強化を目的に締結したMOUに基づき、定期協議を継続的に実施して、グローバル化かつ潜在化するオンライン侵害に係る最新の直接的対策及び間接的対策について協議を深める。

- ② 韓国著作権保護院（KCOPA）等との連携

韓国では韓国著作権保護院（KCOPA）等との連携強化を継続的に実施し、定期協議を韓国及び日本で開催して両国における知的財産の保護に係る情報共有を行う。また、両国の活動を通じて、中国をはじめ東アジア地域における知的財産権保護基盤の構築を目指す。

- ③ 東アジア地域における知的財産権保護基盤の構築

東アジアにおける知的財産権関連政府機関（中国：国家版權局、国家新聞出版广电总局、公安部、商務部、工業和信息化部、文化観光部及び文化市場行政執法隊、香港：知的財産権局及び税関、台湾：内政部警政署、文化部影視及流行音樂産業局及び經濟部知的財産局、韓国：文化体育観光部及び韓国著作権委員会（KCC）等）との連携強化を図る。特に中国政府との間では、中国政府が毎年実施するオンライン上の取締りキャンペーンである「劍網行動」を通じて我が国コンテンツのオンライン侵害に対し協力を求め、違法アップローダーの取締り、ジオブロッキングの導入防止に関して要請を行う。

④ 米国大手情報検索事業者との定期協議の実施

米国大手情報検索事業者との間で、定期協議を実施する。

ウ 広告出稿の抑制

一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA）、公益社団法人日本アドバタイザーズ協会（JAA）及び一般社団法人日本広告業協会（JAAA）との間で設置した「海賊版サイトへの広告出稿抑制に関する合同会議」を通じて、定期的に海賊版サイトリスト（日本版 IWL）を共有し、定期的に協議を実施する。

さらに、香港における日本コンテンツの侵害サイトに係る広告抑制を具体的に進める。また台湾の台湾 IWL への加盟や WIPO が運用する侵害サイトのデータベースへの情報共有について検討を行う。

エ 検索結果表示の停止要請

Google をはじめ関係者により設置した「著作権侵害コンテンツの検索結果表示に関する検討会」を通じて、定期的な会合の開催及び SNS 事業社の参加を求めていく。

オ フィルタリング

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会（CSAJ）及び特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）に対して、フィルタリングの対象となりうる海賊版サイトリストを定期的に共有する。

カ 正規版の流通促進

我が国のコンテンツ企業の海外における正規流通の促進等を目的に、海外における海賊版対策事業で構築したネットワークを活用するなどし、海外コンテンツ企業等との窓口業務、セミナーの開催及び海外のマーケット規模調査等を必要に応じて実施する。

キ その他

① 自動コンテンツ監視・削除センター（以下「削除センターという」）による対策

具体的には、以下のような項目を検討のうえ実施する。

- 1) YouTube 対策の強化を目的に、Google より提供された削除システムを活用して、人的モニタリングにより目視・手動によって侵害動画を発見次第に直接削除要請する運用を確立する。また、その他の侵害についてもより効果的な対策を検討のうえ必要に応じて実施する。
- 2) 人的モニタリングを強化し、システムでは検出が難しいリーチサイトや悪質なサイトなどに対して削除要請を実施する。

- 3) 削除センターの運用を通じて、Google より提供された Trusted Copyright Removal Program for Web Search (TCRP)²を効率的に活用する。また、Microsoft の Bing への検索結果の削除要請も行う。
- 4) 非会員企業に対して URL リスト登録³や、海賊版サイトに削除要請を送る方法などを広く案内して、広く我が国コンテンツの権利保護サービスの拡充を図る。また対象国、対象作品数を増やすとともに、出版物侵害サイトへの対策を強化することを検討の上、試験的に実施する。

② 国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) への参加

海外における模倣品・海賊版等の知的財産権侵害問題の解決を目指す企業・団体の集まりである国際知的財産保護フォーラム (IIPPF)⁴へ参加し、知的財産権侵害問題に関する情報交換等を実施する。当該会議において得られた情報については、CODA 内会議及び電子メール等を通じてコンテンツ企業に広く提供し、各会員企業等が実施する海賊版等知的財産権侵害対策の一助とする。

③ 不正商品対策協議会 (ACA) との連携の強化

国内における海賊版・偽ブランド品等の侵害対策に積極的に取り組んでいる不正商品対策協議会 (ACA) との連携を強化し、ボーダレス化するコンテンツ侵害に対して、国内外を問わずにワンストップで対処するべく検討・協議を深める。

④ 侵害対策に係る委員会等の実施

我が国コンテンツ業界に対する侵害対策のノウハウ蓄積と侵害対策支援を目的に、当機構が運営している「CJ マーク委員会」(海賊版及びオンライン侵害に対する共同エンフォースメントを検討・協議する場)、「法制度委員会」(知的財産に係る法改正や最新情報に関し有識者等を招き情報共有する場)のほか、著作権に関する業界団体(音楽・出版・放送・映画)を対象とした「団体連絡会」((一社)日本音楽著作権協会、(一社)日本放送民間連盟、(一社)日本映画製作者連盟、(一社)日本雑誌協会等で構成)を定期的開催して、最新情報の共有等に努める。また、「海賊版エンフォースメント委員会」(アニメ・放送・映画・出版の権利者で構成)の開催を通じて、国境を越えて複雑化するオンライン侵害に対する直接対策・周辺対策・「CODA 自動コンテンツ監視・削除センター」(以下「削除センター」という)の運営等について、

² Trusted Copyright Removal Program for Web Searchとは、正確な通知を提出していることが証明されている著作権者等が、Google社より承認されると提供を受けることができる削除ウェブフォーム(ウェブ検索における)の提出を容易にするプログラムである。

³ 権利者が自分で発見した侵害動画 URL を削除センターに登録できるサービス。登録することで、通知が自動で生成され、削除要請が実施される。

⁴ 平成14年4月、模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、我が国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として設立された任意団体。

具体的な検討・協議を深める。

- ⑤ 権利者から通報等のあった権利侵害を行うスマートフォンアプリについて、Google 及び Apple に対して、両社が運営するスマートフォンアプリ市場からの削除を要請する。
- ⑥ 違法コンテンツを販売しているサイトが発見された場合に、一般社団法人全国銀行協会や各銀行等に対して、当該サイトの銀行口座等の凍結を要請する。
- ⑦ 悪質なサイトに関しては、「海賊版エンフォースメント委員会」での検討・協議を通じて、関係権利者間の情報共有と共通した対策を講ずることを目的に海賊版サイトリストの作成・更新を行う。また、当該悪質なサイトに対して、共同エンフォースメント（行政手続・刑事手続・民事手続等）の具体的可能性を当該悪質なサイトがあると思料される国の弁護士等と連携して可能な範囲でこれを実施する。

さらに、海外レジストラに対して、海外悪質サイトのドメイン閉鎖要請を検討し、当該要請業務を専門的に行う事業者との協議を進め、費用対効果等を精査のうえ必要に応じてこれを実施する。

- ⑧ トレーニングセミナーの実施

著作権や日本コンテンツに関する情報を提供することで、日本コンテンツの知的財産侵害対策の実効性を高めることを趣旨とする「トレーニングセミナー」（文化庁受託事業）を中国、香港、台湾、インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイで権利執行機関職員や法曹関係者を対象に実施する。

- ⑨ 侵害発生国とのネットワークを活用した著作権普及啓発

マレーシア、タイ、ベトナム、インドネシアの四カ国を対象に、著作権の普及啓発に係るイベントを実施するほか、現地向けの教材を作成する。

また、2017 年度に作成した「著作権普及啓発事業のためのネットワーク・プラットフォーム」（Web サイト）の内容更新に努め、国内外のネットワークの拡充を図る。

（2）非インターネット上の海賊版に対する侵害対策の実施

- ① 共同エンフォースメントを実施する予定の地域（中国、香港、台湾、韓国、ASEAN 諸国（特にタイ、インドネシア、マレーシア）等）においては、日本コンテンツの侵害実態（著作権・CJ マーク商標権等侵害等）の最新情報を継続的に調査し、効果的な共同エンフォースメントを実施する。特に日本コンテンツに関する侵害が顕著な事例（中国上海市、深圳市や香港のテンプルストリート等における海賊版販売店）については、MPA 及び現地関係者と連携して集中的に対応することとし、当該国の政府機関に対して取締り強化の要請等を行う。
- ② 電子商取引における海賊版及び無許諾同時再送信視聴を可能とする ISD 機器（不正ストリーミング視聴機器）等の販売などの悪質行為については、電子商取引を運営する事業者との連携による出品停止措置を要請するとともに、刑事手続等を検討し、

必要に応じて実施する。

- ③ 前掲(1)アの著作権教育・意識啓発については、非インターネット上の海賊版に対しても併せて実施する。

(3) コンテンツに対する知的財産権侵害の実態に関する情報収集や新たな対策の検討
以下の内容について必要に応じて調査等を行う。

- ① 匿名性や秘匿性を保証し海賊版サイトの運営を助長する海外のドメイン代行サービス(Njalla等)やホスティングサービス(防弾サーバー等)の実態及び対策等について。
- ② 海賊版サイトの運営資金の流れに悪用される仮想通貨の実態等について。
- ③ 同時再送信で行われる海賊版サイト対策に有効とされるウォーターマーク技術⁵の実態等について。
- ④ 海賊版サイト運営者の特定を困難とするCDN⁶サービス等への実態及び対策(特に悪用が著しいクラウドフレア⁷の対策など)について。
- ⑤ サイトブロッキングの効果などの実態等について。
- ⑥ 欧米で広く流通し社会的問題となっており、我が国でも顕在化が懸念されるISD対策の実態及び対策について。
- ⑦ オンラインプロファイリング⁸による海賊版サイト運営者の特定について。

(4) 知的財産に係る政府への意見提出など

知的財産戦略本部が実施する「推進計画」の策定に向けた意見募集など、政府に対して意見を提出するなど検討を行う。

以上

⁵ ウォーターマークとは、主に著作権保護等の目的から、画像や映像などのデジタルコンテンツに識別用情報を追加する事であり、あるいは、そのようにして付け加えられた情報のこと。

⁶ コンテンツ・デリバリー・ネットワーク。大容量のデジタルコンテンツをインターネット上で大量配信するためのネットワーク。

⁷ コンテンツ・デリバリー・ネットワークやインターネットセキュリティサービス、分散型ドメイン名サーバーシステム(DNS)を提供するアメリカの企業。

⁸ SNSなどの通話情報など様々なデータを監視して、海賊版サイトの運営者やアップローダーを特定する調査方法。